

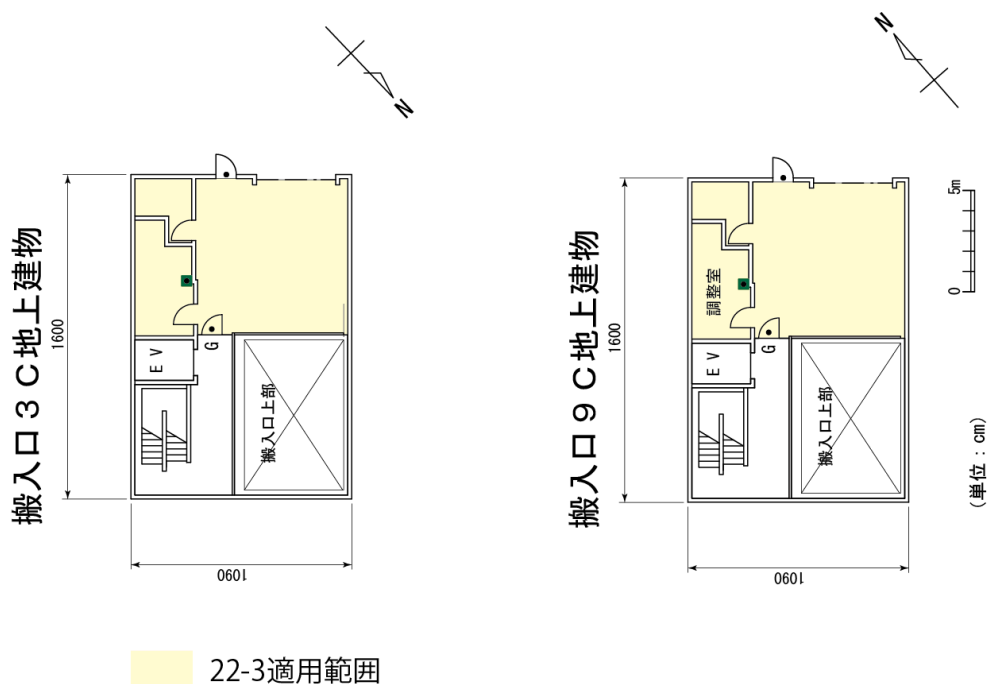
各位

平成 27 年 7 月 6 日  
放射線取扱主任者

KEKB ファクトリー 3C, 9C 搬入棟における  
放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 項の適用について

KEKB ファクトリーにおいて、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、3C, 9C 搬入棟の放射線管理区域の一部を、放射線管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期間：2015 年 7 月 6 日から 2015 年 8 月 28 日まで
2. 場所：下図参照
  - a) 3C, 9C 搬入棟地上部トラックヤード、調整室、手洗い



配布先

機構長、(素核研)所長、副所長、(加速器)施設長、主幹、(物構研)所長、副所長、主幹、(共通)施設長、センター長、当該発生装置責任者、各区域放射線担当者、管理室員、安全衛生推進室、施設部(部長、課長、副課長)、各研究施設事務室